※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、**『総合評価に関する事項』に係る留意事項等**（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ８阿耕　長寿命化　新井堰　改修工事
路　線　名　等　　新井堰地区
工　事　箇　所　　阿南市山口町元長他

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 簡易な施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
「施工上配慮すべき事項」の適切性	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、特に良い内容である。	10.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切であり、良い内容である。	5.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
「施工上の課題への対応」の的確性	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、優れた内容である。	15.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、特に良い内容である。	10.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確であり、良い内容である。	5.0	
	施工上の課題への対応が工事特性（工事内容、環境条件等）を踏まえて的確である。	0.0	

② 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成23年度から入札公告日までの同種工事の施工実績 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の施工実績が５件以上ある	15.0	/ 15.0
	同種工事の施工実績が２～４件ある	10.0	
	同種工事の施工実績が１件ある	5.0	
	上記以外	0.0	
平成28年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（５件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×25/75 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（５件まで申告）	0～25	/ 25.0

登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	
ＩＳＯ等	ISO9001、ISO14001、エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
ワークライフバランス	くるみん、えるぼし、ユースエール、徳島県はぐくみ支援企業のいずれかの認定等	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	

③　配置予定技術者の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
平成 23 年度から入札公告日までの同種工事の施工経験 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の経験が２件以上	10.0	/ 10.0
	同種工事の経験が１件	5.0	
	上記以外	0.0	
平成 28 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（入札公告日時点で 45 歳未満の場合は、平成 23 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点）（３件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×25/45 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25 点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告）	0～25	/ 25.0

④　地域貢献度の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	除外する工種はなく、全ての工種を県内企業活用（県内下請け）の評価の対象とする。

⑤　地域精通度の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
地域精通度	徳島県内に主たる営業所がある	15.0	/ 15.0
	徳島県内に営業所がある	5.0	
	上記以外	0.0	

⑥　低価格入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低価格入札に対する減点措置の対象となる。

低価格入札に対する減点措置の方法は、次のとおりとする。なお、同時にアとイの減点措置の対象となる場合は、合計した点数を減点する。

ア　この入札で低入札価格調査基準価格を下回った価格で応札した者は、この入札の加算点を算

出するに際して**20 点減点**するものとする。

イ　建設工事の種類が「**鋼構造物工事**」である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に 100 点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑤の得点の合計＋⑥の減点（該当する場合））÷144 点（１①～⑤の配点の合計）×30 点

なお、評価値は、小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は、億円単位とし、小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札に対する減点措置として総合評価落札方式において、**20 点減点**される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部　局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	農林水産部（万代庁舎内に限る）
契約締結日から起算して１年間	全ての発注部局

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■簡易な施工計画の評価

○総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）により評価するので、この申請書様式に添えた「記述上の留意点」に十分注意して記述すること。

■簡易な施工計画に関する参考資料

○簡易な施工計画に記述した工事材料、施工方法等の機能、性能等を補足説明するため、参考となる資料を提出することができる。ただし、電子入札システムにより参考となる資料（ＰＤＦ形式の電子ファイルに限る。）を提出する場合は、入札参加資格確認資料も含めファイル容量の合計は３メガバイト以内の制限がある。

なお、当該参考資料に限っては、徳島県電子入札システム運用基準４－５に関わらず、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は、徳島県電子入札システム運用基準４－６（１）の目録ファイルの提出については、省略してもよい。

ア　提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ　提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（同種工事の施工実績）

同種工事とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したゴム引布製起伏堰製作・据付工事（修繕工事を除く。）の元請けとして施工した工事をいう。

・評価対象の期間は、平成 23 年度からこの入札の公告日までとする。
・施工実績は、上記期間内に工事が完成し、引き渡しが完了したものに限る。
・特定建設工事共同企業体の実績は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「**企業の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×25／75

Ｙｎ：工事成績評定点

・工事成績評定点は、５件まで申告することができる。
・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。
・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**鋼構造物工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（登録基幹技能者）

・この入札の工事に含まれる任意の工種に係る登録基幹技能者が１名以上現場作業に従事する場合に評価する。
・従事期間は当該工種の現場作業期間とし、自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者に限る。

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。
・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評

価する。
○評価項目（ワークライフバランス）
・入札公告日における認定等の状況を評価する。
・入札公告日において、認定取消し又は有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（有効期間内更新申請済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価
○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
・配置予定技術者は、開札日時点で雇用期間が１年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
・配置予定技術者は、最大３名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
・配置予定技術者の評価は、工期の２分の１を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を対象とする。
・現場施工期間と工場製作期間で技術者を交代させる場合には、現場施工期間に配置する技術者で評価を行うので注意すること。
・可動堰等の工場製作を含む工事であって、工場製作から現場施工へ移行する時点で技術者を途中交代させた場合には、現場施工期間の２分の１を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者、主任技術者又は担当技術者として従事した経験を対象とする。
・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。
○評価項目（同種工事の施工経験）
同種工事とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したゴム引布製起伏堰製作・据付工事（修繕工事を除く。）の元請けとして施工した工事をいう。
・評価対象の期間は、平成 23 年度からこの入札の公告日までとする。
・施工経験は、上記期間内に工事が完成し、引き渡しが完了したものに限る。
・特定建設工事共同企業体の経験は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。
○評価項目（工事成績）
・工事成績の評価は、「**配置予定技術者の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。
工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×25／45
Ｙｎ：工事成績評定点
・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。
・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものとする。また、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合は、申請した年数を加算した期間とする。
・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**鋼構造物工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。
○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365 日）以上取得している場合は、別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に出産･育児等を理由とした一時休業を取得している場合とする。

■地域貢献度の評価
○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

■地域精通度の評価

○評価項目（地域精通度）

・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。

・入札参加資格確認票（様式１）に徳島県以外の住所を記載した者で、建設業法上の「営業所」が徳島県内にある者は、加算点等算出資料申請書に営業所の所在を記入すること。

■その他留意事項

○企業評価及び配置予定技術者の評価対象（機関、期間等）は各々異なるので、十分注意すること。

評価項目	対象機関	対象期間
施工実績及び施工経験	国、地方公共団体等	平成 23 年度からこの入札の公告日まで
工事成績	徳島県、国の行政機関	平成 28 年度からこの入札の公告日まで

※工事成績については、各機関の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る。

※配置予定技術者がこの入札の公告日時点で 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、配置予定技術者の施工能力の評価における工事成績の対象期間を「平成 23 年度からこの入札の公告まで」とする。